

「予防行政のあり方に関する検討会」における「予防行政のあり方について（中間報告）」の取りまとめ

消防庁では、防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物の安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討することを目的として、平成18年7月より「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、平成18年12月には大規模地震に対応した自衛消防力の確保について中間報告をとりまとめております。

その後も本検討会では本年6月に公布された改正消防法への対応、最近の重大火災への対応を図るため、次の3点に関する検討を進めてきたところであり、この度、これまでの議論について2度目の中間報告を取りまとめましたので、別添のとおり公表いたします。

- ① 大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン
- ② 宝塚市カラオケボックス火災を踏まえた防火安全対策
- ③ 渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえた可燃性天然ガス対策

本検討会においては、今後とも引き続き防火対象物の火災予防対策について幅広く議論を進めていく予定です。

[添付資料]

[予防行政のあり方について（中間報告）（ポイント）](#)

- ・ 消防計画作成ガイドライン～災害想定に基づいた消防計画の作成～
- ・ 宝塚市カラオケボックス火災を踏まえた防火安全対策
- ・ 渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえた可燃性天然ガス対策

[※ 中間報告全文については、消防庁ホームページに掲載します。](#)

(連絡担当者) 総務省消防庁予防課 三浦、村井 Tel 03 - 5253 - 7523 Fax 03 - 5253 - 7533
--